平成２５年（フ）第１９号
和歌山県日高郡日高川町大字船津650番地、前住所和歌山県日高郡日高川町大字船津656番地
債務者　坂下　千保
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２９号
島根県益田市昭和町16―12　レディース昭和201号、住民票上の住所島根県江津市黒松町368番地16
債務者　森畑　慶子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１３０号
山口県防府市大字浜方32番地の３　レオパレスツインレオ117
債務者　松若　千恵（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
山口市松美町１番58号
債務者　水津　昭徳
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
山口県防府市大字高井711番地の１　県住Ｋ棟207号
債務者　山田　祐子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７５号
栃木県下都賀郡野木町大字中谷163番地２、前住所茨城県古河市平和町22番15号
債務者　奈良　文昭
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５６号
栃木県宇都宮市宝木本町1816番地120
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７３号
栃木県宇都宮市川田町1089番地　箕輪第一マンション６号室
債務者　小杉　有吾
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７５号
栃木県那須烏山市野上1161番地12　国際ハイツ101号室
債務者　津久井則夫（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８３号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台３丁目６番地18ミヤビハイツⅠ203、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目12番地14　コーポ村上Ｂ号棟101号室
債務者　大金　淳子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９３号
栃木県宇都宮市新里町乙582番地12
債務者　中島　賢治
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９４号
栃木県宇都宮市若草３―18―19　ヴィラアレストＡ102号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地164
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９５号
栃木県宇都宮市若草３―18―19　ヴィラアレストＡ102号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地164
債務者　鈴木　理子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６００号
栃木県宇都宮市上戸祭町871番地２　クリーンハイツ南101号室、前住所栃木県宇都宮市大曽２丁目９番58号　吉田方
債務者　板橋　友夏
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０２号
栃木県宇都宮市平松町525番地　オレンジハイツＶ202号室、前住所栃木県宇都宮市不動前３丁目３番40号
債務者　助川　里実
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係